

# 価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円の緊急支援給付金を給付します。

## ●支給対象世帯

令和5年5月31日時点において益田市に住民登録がある方で、次の(1)または(2)に該当する世帯の世帯主に支給します。

- (1) 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- (2) 申請日から直近3カ月の任意の1カ月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

## ●給付金の支給額

1世帯あたり3万円

## ●給付金の支給手続き

上記(1)、(2)で手続きが異なりますのでご注意ください。

### (1) 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

① 市から「確認書」が届きます → ② 市に返送 → ③ 支給決定通知・支給（口座振込）

- ① 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された「確認書」を順次郵送します。
- ② 「確認書」が届いたら内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて必要書類を返送してください。

「確認書」の提出期限：令和5年10月31日(火)

- ③ 市から支給決定通知書を郵送し、給付金を登録口座に振込みます。  
※「確認書」の郵送に時間を要する世帯もありますのでご了承ください。

### (2) 申請日から直近3カ月の任意の1カ月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

① 申請が必要です → ② 確認 → ③ 支給決定通知・支給（口座振込）

- ① 給付金を受取るには申請が必要です。 申請期限：令和5年10月31日(火)

〈申請に必要な書類〉

申請書、本人確認書類の写し、世帯の状況を確認できる書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、申立書、任意の1カ月の収入状況が確認できる書類

※申請書等は、福祉総務課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等提出先：福祉総務課（福祉事務所2階） ☎ 31-0132

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 福祉総務課」宛

- ② 申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの確認を行います。
- ③ 支給要件を満たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

【問い合わせ先】市福祉総務課 地域生活支援係 ☎ 31-0132（平日8:30～17:15）

☎ 23-5454 ☒ fukushi@city.masuda.lg.jp